

被害者が語る「ウソ自白」のからくり

富山事件（富山県）

机を叩いて脅し、「おふくろさんが泣いてるぞ」「カツ丼食うか」とたみかけろー 刑事ドラマの取り調べ風景は、なんと実在していた。調べの全面可視化（録音・録音）や弁護士立ち会いが当たり前前の各局が腰を抜かず日本語調べ。濡れ衣を着せられた冤罪被害者たちの証言で、その実態が白日の下にさらされた。日本弁護士連合会のシンポジウム「えん罪を生み出す取調べの実態」（6日）の詳報をお伝えする。

【自白再調査】 控訴の実態を証言する富山事件の冤罪被害者。6日、東京・有明の弁護士会館で

連続強盗事件
自白を必要とされ、
の取調べで自白
懲役3年の実刑判決
服役・出所後、真犯人
判明
再

「密室 警察 思うまま」

「現場に別人」証言 握りつぶし

「うたわされた」テープに編集痕

見取り図描き 刑事と一緒に



富山事件 2002年に起きた強盗事件などについて、富山県警が犯人の似顔絵をもとにタクシードライバーAさんを任意で事情聴取。自白を強要されたAさんは懲役3日、Bさんは懲役3日。02年11月に富山地裁高岡支部で懲役3年の刑を言い渡され、服役。ところが、鳥取県警に強制引っ越しされた連綿された松江市の男が、Aさんが有罪に連綿された事件の犯行を自白し、冤罪が解かれた。今年2月、検察が真実の再審請求。4月、地裁高岡支部が再審開始を決定した。

「朝、六人の男性が、三千分だけ、三回目の聴取（うそ）を言われまくった」した。しかし、これが警察で起きて、いきなり聞かれ、四月十五日、男性は、「自白」男性は最近になって兄弟の逆鱗に触れた。「警察の取調室に戻って、身元を覚え、彼が犯人だと察した時、当時、同じく聞かれた、たまたま、おまの自供に向け、いかに警察に言ったのかと確かめた。兄から「そんなこと、は一切言っていない」と言われた。男は「心の中を吐き出す」ように。兄弟の証言、聞かされた。その後、初日の任意聴取は、朝九時して、母の写真を出せ、と、男性は送検後、検察官と問にはすべて「はい」と答、半から夜十一時まで、夕食（写真におまへは、やって、裁判官に、それぞれ一度、えました。抜いて、休日は、ないと言えるか」と、こう、け「やっていない」と答、知りもしない被害者の取調べも描かれた。

コムソ問題 年金に揺れる男房は埼玉に変身す好機、警察・検察は冤罪を忘れるもう好機と思つた、それにしても、冤罪発覚後、幹部が辞任さえし、組織共謀罪なんん式論を持たせたら、どうなるかとやら。共謀罪発覚に賛成の自公両院は、参議院で憲法と論議を、国民の関心を（一）（除）

デスマッチ 取調も描かれた。（被害者宅）室内しるす言われなき、知らない刑罰から「そじやないだろ、ここ」を連れていかれた。おまの前で指さすと、写真に撮られたこと、警察の死、ばいやり口に会場から失笑。

さるに盗犯ら中を見ろと指示され、取調室に戻ってから被害者宅内部の見取り図を描かれた。当然、盗犯から見えない場所など描けない。「僕の方は、てきとうに描いていたら、刑事が『隣の左後』と、力を抜いた。僕の手の上には刑事の手が乗って、刑事の手で見取り図を描いた。二人装束のような状態で描かされた。

こちら特報部

こうした控訴証拠により、男性は同年十月、懲役三年の有罪判決を受けた。「口罪という悪しきものを」と、自分を「殺して」刑務所に入ったと冤罪で服役した時の心境を語った。

○三月発生の冤未遂事件として四月十五日に逮捕された後、五月一度、処分保留で釈放された。両手に荷物を抱き、警察の目録を出して、数分後に歩み出ると、数日後の朝、一月に起きた、別の強盗事件で逮捕された。ほっとして歩いて、符庭に突き当たると老練な作戦。「地獄と落とされたような気持ちでした」。

「取調室に、カラナリ録音機をれば、こういう警察の思うままの取り調べはできないかと思いましたが、理不尽な体験をもとに訴える男性の口調は最後まで美辞巧言だった。

殺人事件での無期懲役刑が確定し、再審請求中の「布川事件」。請求者の一人、板井昌司さんは「ワウの自白」に追い込まれ冤罪を犯す。取り調べの苦み、逃走した場面は備え忘れた。板井さんが「自白して始めた」として、取り調べは拒否。一歩には、何かが編み出し、取り調べの「ワウ」には、編集した内容もありました。と話すとき、聴衆が自由で決めるため、証人は裁判に出ません。「ワウ自白」の構造は「ワウ」のママの証言を何年も編み出した裏には、あらかじめ「ワウ自白」を準備していた。板井さんと、其犯、とものなです。だから警察構造があるらしい。

後、今は記憶を忘れたことを受け、テープに録られた。被告が裁判官に、自白強要と調書捏造が主たる原因。取り調べの可罰性。やはり可視化は至らねばならない。

警察官の冤罪追及では、検察官全員に無罪判決。それも捜査部は辞任しない。1月2日、鹿児島地裁で。



先進各国……可視化すでに当たり前 日本……検事が決める録音部分

「全面でなきや無意味」

捜査訴訟法を編み出した板井昌司さん他と杉山眞人さんより9月、水田地裁と浦支部で。



布川事件の再審判決を裏付け板井昌司さん他と杉山眞人さんより9月、水田地裁と浦支部で。

白の任意性」を争い続けたが、78年に最高裁で無期懲役刑が確定。約30年間の身柄拘束の後、96年に仮釈放となった。2005年9月、水田地裁土浦支部が「有罪認定に合理的疑いが生じた」として再審開始決定。不服とする検察が東京高裁に即時抗告した。

板井さんは司法にも苦闘を呈した。一なぜ、裁判官は「警察と検察が主たる自白調書を使用してしまっているのか」として、司法試験に連なることは、人間の弱さ、ワウの自白をしないというのを押さえてほしいか。

○先進各国では「取り調べ可視化」が当たり前だ。日弁連の調査によると、イギリスはテロ犯罪以外のほぼ全容疑者の取り調べに全面録音義務付けている。二本のテープに同時録音し、改ざん防止のため本は封印し保存、もう一本を証拠に使い、「コピーして音証者に渡す」。

アメリカでは容疑者が求めた場合、弁護士の立ち会いなしでは取り調べできない。なおかつ多くの州が可視化を進めている。例としてミネソタ州、アラスカ州などは身柄拘束中の容疑者の取り調べはすべて録音しないという。イタリヤは刑事訴訟法で身柄拘束中の取り調べを義務化。

フランスは容疑者に弁護士立ち会いを求める権を保障している。ドイツは取り調べを可視化していない。

○警察、検察、バーが、捜査段階の供述が裁判官の証言にならない。弁護士の立ち会い、「全面可視化」のこともない。至る国は、先進国中、異例の存在だ。